平成２７年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市弁分340番地２　エスポワールⅡ201
債務者　田中　沙織
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４３２号
大分県別府市大字鶴見319番地の２　別泉荘105
債務者　松延　俊吉
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３３号
大分県別府市大字鶴見319番地の２　別泉荘105
債務者　松延美惠子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５８号
宮崎市田野町乙13157番地10
債務者　門口　初美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６２号
宮崎市吾妻町125番地１　ＦⅡヴィラ305号、前住所埼玉県川口市並木１丁目18番37号　ミユキハイツ303号
債務者　山本　静子（旧姓池尻）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９１号
宮崎県小林市細野4493番地９
債務者　池田　妙子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１００号
宮崎県都城市北原町30街区22号　県営北原団地４棟28号
債務者　大峯　貞巳
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字真栄里96番地１　シャトレⅠ201号
債務者　波照間民子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第２５２号
長野県松本市平田東１丁目６番13号　リバーサイドイースト101号
債務者　岩垂　弘善
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３９号
神戸市西区丸塚２丁目３番29―205号
債務者　上杉　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
神戸市西区和井取４番12号
債務者　ベンリー神戸垂水店こと　村松　祐嗣
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の11　シャルマンコーポ朝霧704号
債務者　天満　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
兵庫県明石市大久保町大窪1786番地の１　ファンハイツ102号
債務者　川口　博文
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483番地の１　県住５棟195号
債務者　高原　　繁
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
兵庫県明石市大久保町大窪889番地の１　モアレ大久保303号
債務者　岩崎　喜子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
兵庫県明石市大久保町谷八木68番地の８
債務者　牛尾　一憲
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
兵庫県明石市魚住町清水2670番地の９、前住所兵庫県加古川市尾上町養田1460番地の25
債務者　椎葉　一仁
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係